

## 和歌山市障害福祉サービス等情報公表実施要領

令和８年２月１７日制定要領（局長決裁）

### （目的）

第１条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第７６条の３及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の１８に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を定める。

### （情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類）

第２条 情報の公表を行う障害福祉サービスは以下のとおりとする。

一 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、指定就労定着支援、指定就労選択支援、指定自立生活援助、及び指定共同生活援助

二 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

三 指定計画相談支援



ては、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から2か月以内とする。

- 3 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児童福祉法施行規則第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3か月以内に行うものとする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

- 第10条 報告は、原則年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更があったとき、並びに事務及び事業の執行上必要と判断し、個別に事業者に対して報告を求めたときは、その都度、報告するものとする。

(公表の時期)

- 第11条 障害福祉サービス等情報の公表の実施時期は、当該年度の基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内とする。

- 2 当該年度の基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内とする。

(命令を受けた事業者の取扱い)

- 第12条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定により、報告を行い、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命じられたときは、その命令に従わなければならない。

(苦情等の対応)

- 第13条 公表されている

























